

株 主 各 位

**第33回定時株主総会招集ご通知に際しての  
インターネット開示事項**

計算書類の個別注記表

(2021年9月1日から2022年8月31日まで)

上記事項は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.homeposition.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様にご提供しております。

**ホームポジション株式会社**

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### 販売用不動産及び仕掛販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### a. 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8年～39年

構築物 10年～20年

車両運搬具 2年～6年

工具、器具及び備品 3年～15年

##### b. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年（社内における利用可能期間）

#### (3) 繰延資産の処理方法

##### a. 株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

##### b. 社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

#### (4) 引当金の計上基準

##### 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

#### (5) 収益及び費用の計上基準

##### a. 戸建住宅の分譲

戸建住宅の分譲（土地のみの分譲を含む）については、物件の引渡時点において顧客が当該物件に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しているため、物件の引渡時点で収益を認識しております。

##### b. 注文住宅等における 請負工事

注文住宅における請負工事については、請負工事の進捗により履行義務が充足されていくものと判断しており、一定の期間にわたり充足される

履行義務として、ごく短い期間にわたり充足される履行義務を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、原価比例法に準じた方法によっております。ごく短い期間にわたり充足される履行義務については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### (1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。なお、従来は工事契約に関して、進捗部分について成果の確実性が認められる工事には工事進行基準を、それ以外の工事については工事完成基準を適用しておりましたが、当事業年度の期首より、一定の期間にわたり充足される履行義務について、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、原価比例法に準じた方法によっております。これによる当事業年度の損益に与える影響はありません。また、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項のただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、繰越利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

### (2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類に与える影響はありません。

## 3. 重要な会計上の見積りに関する注記

販売用不動産及び仕掛販売用不動産の評価

### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

販売用不動産	3,773,090千円
仕掛販売用不動産	6,505,376千円
売上原価	53,960千円

### (2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、棚卸資産の評価に関する会計基準に従い、販売用不動産及び仕掛販売用不動産に係る収益性の低下に基づく簿価の切下げを行っております。簿価の切下げ額を算定するための仮定には、追加建築費の見積額、販売手数料の見込額、値下見込額を使用しております。市況の変化等の状況変化により、翌事業年度以降に追加の評価損あるいは、評価損の戻入益を計上する可能性があります。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

a. 担保に供している資産

販売用不動産	:	2,887,913千円
仕掛販売用不動産	:	6,288,194千円
計	:	9,176,108千円

b. 担保に係る債務

短期借入金	:	5,680,708千円
計	:	5,680,708千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 167,428千円

#### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の数 普通株式 5,990,000株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の数 一株

(3) 剰余金の配当に関する事項

a. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

b. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年 10月25日 取締役会	普通株式	利益剰余金	149,750千円	25円	2022年 8月31日	2022年 11月24日

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 175,500株

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

棚卸資産評価損	32,387千円
賞与引当金	21,328千円
未払事業税	6,789千円
未払法定福利費	3,194千円
資産除去債務	5,252千円
土地減損損失	4,510千円
その他	3,475千円
繰延税金資産小計	76,939千円
評価性引当額	△20,889千円
繰延税金資産合計	56,049千円
繰延税金負債	
資産除去債務	△2,852千円
繰延税金負債合計	△2,852千円
繰延税金資産の純額	53,196千円

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### a. 金融商品に対する取組方針

当社は、戸建分譲事業を行うために必要な資金を金融機関等からの借入や社債発行により調達しております。余剰資金の運用については、安全性の高い短期的な預金に限定しております。

#### b. 金融商品の内容及びそのリスク

営業債務である工事未払金及び未払金は、1年以内に支払期日が到来する債務ではありますが、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されております。

短期借入金、長期借入金及び社債は、主に戸建分譲事業のための資金調達を目的としたものであり、これらの多くは固定金利を採用しておりますが、同様に流動性リスクに晒されております。

#### c. 金融商品に係るリスク管理体制

営業債務及び資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）につきましては、財務担当部門が適時資金計画を作成・更新するとともに、適切な手許流動性を確保することなどにより管理しております。

#### d. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年8月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は次表に含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、工事未払金、短期借入金及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
1. 社債 (1年内償還予定の社債を含む)	940,000	950,318	△10,318
2. 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	1,202,930	1,195,381	7,548
負債計	2,142,930	2,145,699	△2,769

(注) 上記はいずれも負債に計上されております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

a. 時価で貸借対照表に計上している金融商品  
該当事項はありません。

b. 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
1. 社債 (1年内償還予定の社債を含む)	—	950,318	—	950,318
2. 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	—	1,195,381	—	1,195,381
負債計	—	2,145,699	—	2,145,699

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

1. 社債 (1年内償還予定の社債を含む)

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2に分類しております。

2. 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2に分類しております。

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

## 9. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

一定の期間にわたって認識する収益（注） 1	157,209
一時点で認識する収益（注） 2	18,284,042
顧客との契約から生じる収益	18,441,252
その他の収益	—
外部顧客への売上高	18,441,252

(注) 1 注文住宅における請負工事に係る収益であります。

2 主に、戸建住宅の分譲（土地のみの分譲を含む）に係る収益であります。なお、一定の期間にわたり充足される履行義務で、金額的重要性が乏しい、又はごく短い期間にわたり充足される履行義務に該当する金額を含めて表示しております。

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### a. 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産（期首残高）	—千円
契約資産（期末残高）	19,161千円
契約負債（期首残高）	105,297千円
契約負債（期末残高）	99,903千円

契約資産は、一定の期間にわたり収益を認識する工事契約において、期末時点で充足した履行義務のうち、未請求の対価に対する当社の権利に関するものであり、貸借対照表上「完成工事未収入金」に計上しております。請負工事の対価は、契約に基づき段階的に受領し、履行義務を完全に充足する時点で残額を受領します。契約負債は、戸建住宅の分譲（土地のみの分譲を含む）においては、引渡前の物件に係る顧客からの前受金であり、注文住宅における請負工事においては、契約に基づき顧客から受け取った履行義務充足前の前受金であり、いずれも貸借対照表上「前受金」に計上しております。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の前受金残高に含まれていた額は102,657千円であります。

#### b. 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、契約期間が1年を超えるものはなく、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない金額はありません。

#### 10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	697円76銭
(2) 1株当たり当期純利益	98円37銭

(注) 当社は2022年5月18日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

#### 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。